

埼玉県立児童養護施設おお里指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県福祉部社会福祉課

令和元年7月9日から募集を開始した埼玉県立児童養護施設おお里の指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 埼玉県立児童養護施設おお里指定管理者について

指定管理者：埼玉県比企郡嵐山町古里1848番地
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
理事長 牧 光治

2 指定の期間について

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

（1）現地説明会への参加団体数

令和元年7月24日実施説明会 1団体

（2）応募申請団体数

- ・令和元年9月9日締め切り 1団体
- ・申請団体の内訳
社会福祉法人 1団体

4 指定管理者候補者の選定について

（1）選定基準

1 審査基準

- ① 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正におお里の運営を行う実績を有してこと。
- ② おお里の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- ③ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ④ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

2 審査項目

- ① 応募資格に適合しているか。
- ② 法令等に適合した運営を確保できるか。
- ③ 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。

- ④ 処遇に特別な配慮が必要な児童に対応できる熟練した職員を確保できるか。
- ⑤ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- ⑥ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
- ⑦ 指定管理業務に係る県の委託料（提案額）は適切な額か。
- ⑧ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ⑨ 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。

（２）選定委員会の委員

氏名	職業等
堀田 香織	埼玉大学教授・副学長、埼玉県児童福祉審議会副委員長
久能 由莉子	弁護士、埼玉県児童福祉審議会児童養護部会委員
吉沢 直人	埼玉県里親会副理事長
沢辺 範男	埼玉県福祉部副部長
西村 朗	埼玉県福祉部福祉政策課長

（３）第１次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者 1 団体を 2 次審査対象団体としました。

社会福祉法人 1 団体

（４）第２次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

○ 審査結果

・採点結果

審査項目（配点）		採点結果
1	応募資格に適合しているか。 法令等に適合した運営を確保できるか。	25 点 24 点
2	県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。	150 点 126 点
3	処遇に特別な配慮が必要な児童に対応できる熟練した職員を確保できるか。	50 点 39 点
4	利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。	50 点 38 点
5	効果的かつ効率的な管理を実施できるか。	50 点 41 点

審査項目（配点）		採点結果
6	指定管理業務に係る提案額は適切な額か。	100点 79点
7	法人等の経営基盤が安定しているか。	50点 46点
8	個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。	25点 22点
合計点		500点 415点

※各委員100点満点で5名、500点満点で実施。

○ 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団の選定理由

<ul style="list-style-type: none"> ・ 経験豊富な指導員や看護師、臨床心理士などの専門職員を数多く有し、被虐待児など処遇に特別の配慮が必要な児童に的確に対応できる体制を備えていること。 ・ 児童の自立支援や退所後のアフターケアなど、民間施設に先駆けた取組を行うとともに、学校や児童相談所などと連携し、利用者一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供できる体制にあること。 ・ 11の施設運営を行ってきた経験を活かし、効率的な運営が可能であり、不測の事態に際しても、法人全体として人的・物的な支援体制が確保されていること。

○（参考）選定委員の主な質疑

質疑	回答
入所児童の自立支援に向けた取組について	<p>学年に応じたプログラムを組んでいること、地域を巻き込んでいることが独自の取組である。特に、地域の経営者や民間企業の人事部門経営者で構成される「児童自立サポーターズ」は独自性が高いと考えており、児童一人ひとりの進路相談にきめ細やかに対応している。その結果、平成25年から6年連続で進路決定率100%を達成している。</p> <p>また、進学したくても経済的援助を受けられない児童に対する独自の進学支援資金制度を平成28年度に創設した。これは50万円を上限に給付するもので、平成28年度は2名、29年度は1名、30年度は2名の児童がこの制度を利用した。</p>

質 疑	回 答
<p>安定的な経営を行うための優秀な人材の確保について</p>	<p>民間求職サイトへ登録するほか、福祉系の大学と連携して多くの実習生を受け入れ、採用につなげられるよう努めている。また、事業団を知ってもらうため独自に広報用DVDを作成したり、育児休業のとりやすさなど処遇のよさをPRしたりしている。</p> <p>更に、外国人技能実習生を試験的に受け入れるなど、法人全体で人材の確保に努め、安定した職員体制を維持している。</p>

5 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団の提案の概要

(1) 施設運営の基本方針

- ①児童一人ひとりの状況に応じた支援の充実
- ②心の傷を癒す治療的養護の充実
- ③安心・安全な生活の保障
- ④地域との交流・連携の充実

(2) 入所児童の支援

①虐待を受けた児童への支援

支援経験豊富な職員や臨床心理士等の専門職員を配置するとともに、関係機関と連携して児童が安心して生活し、自立に向けて取り組めるようきめ細やかな支援を行う。

②障害や疾患のある児童への支援

学校や関係機関と連携し、本人の能力や状況に応じて個別対応を充実させ、児童が安心して生活できる体制を整え、自立への支援を行う。

③高学齢児童の受入れ・支援

施設職員による日常的な支援に加え、個別の特性に応じた専門的なケア（心理療法、通院等）、アルバイトや進路相談等の自立支援など、様々な機関や人との連携により児童の成長と自立を支える。

(3) 一時保護児童の受入れ・支援

県内児童相談所の一時保護所を補完するため、定員に空きがある場合は、積極的に一時保護児童の受入れを行う。

一時保護に当たっては、緊急性、児童の精神的混乱、安全性の確保などの状況

を踏まえ、児童相談所と支援方針を共有しながら適切な支援を提供する。

また、一時保護期間が長期化する場合には、通学や外出等、児童の社会生活への制限を軽減させ、地域や関係機関の理解と協力のもと、児童の権利が守られるよう支援する。

(4) 児童の自立に向けた支援

① 児童自立サポーターズによる就職・進学支援

民間企業での人事部門経験者や地域の経営者らによる「児童自立サポーターズ」を組織し、一人ひとりの進路相談にきめ細やかに対応する。

② 社会・就労体験事業

小学生は工場見学、中学生は職業講話、高校生は地域の協力企業への就労体験等を実施し、就労意欲の醸成を図る。また、県弁護士会やハローワークと連携した講座を開催し、民間の児童養護施設の児童や職員にも参加を促す。

③ 施設退所後のアフターケア

すべての退所児童を対象に、退所後5年間は定期的に状況確認を行い、必要に応じて再就職などを支援する。

④ 大学等への進学に向けた取組

埼玉県社会福祉事業団独自の奨学金制度を設け、親族等から経済的援助を受けられない児童に対し、経済面で進学を諦めることのないよう、進学費用を給付する。

また、希望する児童には、小学生の段階から地域の学習塾への通塾を活用した学習支援を行い、児童の学習意欲を尊重する環境を整える。

更に、近隣の大学へ働きかけを行い、大学生による学習ボランティアの導入や、文化祭・学校見学を行うなど、学習支援の強化や進学意欲の醸成を図る。

⑤ 自活体験事業

高校生を対象に、施設内の別棟を利用した自立活動体験を実施し、食事の準備や日課の構成等を児童自身が主体的に計画する機会を提供することにより、卒園後の生活を想定した支援を行う。

(5) 関係機関との連携

① 児童相談所との連携

児童の措置機関である児童相談所との緊密な関係を図り、児童及び保護者の意向と関係機関（医療機関、学校、警察等）の意見を踏まえて、「児童自立支援計画」を策定し、支援を進めていく。

② 学校等との連携

施設と学校との定期的な連絡会を開催するとともに、日頃から学校との情報交換や連携に努める。

③ 保護者との連携

家庭支援専門相談員を2名配置し、「児童自立支援計画」に基づく家庭復帰や

家族関係の調整に向けた支援を行う。

面会や外出・外泊、家庭訪問等を通じて児童と家族の関係が良好に継続できるように必要な助言を行う。

(6) 里親に対する支援

各児童相談所から依頼を受け、養育里親認定前研修（見学実習・施設実習）を実施する。

未委託里親に対しては、施設の行事に参加したり、ボランティア活動を行ったりするなど、入所児童と交流する機会を提供する。

里親家庭への支援として、一時的に施設を利用するレスパイトの受入体制を整備する。

里親委託に結びつかない入所児童に対し、ボランティアとして協力いただける家庭との交流を図るホームステイ事業を実施する。

(7) 個人に関する情報の取扱いについての基本方針

「埼玉県社会福祉事業団個人情報保護規程」を定め、個人情報の保護や重要文書の取扱い、守秘義務の重要性等を職員に説明する機会を設ける。

法人全体の取組であるセルフチェックの重要性を認識するとともに、児童の権利利益を保護しながら、適正な運営を図る。

(8) 危機管理に対する方針

児童の生命、身体の保護並びに法人の経営安定を図るため、「埼玉県社会福祉事業団危機管理要綱」を定め、危機の回避及び危機発生時における迅速な初動対応と二次被害の防止に努める。

「おお里リスクマネジメント要領」を定め、児童の安心・安全な生活を確保するための効果的な危機管理体制を整備する。